

秋田大学大学院教育学研究科

心理教育実践専攻

令和 6 年度（第Ⅱ期）入学試験問題

小論文

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、問題を見てはいけません。
- 2 問題冊子には、問題用紙が 1 ページ、解答用紙が 1 ページあります。
- 3 問題は 1 題あります。
- 4 問題冊子(問題用紙と解答用紙)の印刷不鮮明、ページの乱丁・落丁および汚損等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせなさい。
- 5 監督者の指示に従って受験番号をすべての受験番号記入欄に記入しなさい。
- 6 解答は解答用紙の該当欄に記入しなさい。
- 7 解答用紙は持ち帰ってはいけません。
- 8 試験終了後、解答用紙を除く問題冊子は持ち帰りなさい。

## 小論文 問題用紙

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、「いじめ」の定義は以下のように書かれている。

「いじめ」の定義が変遷してきた理由について、その社会的背景や学校現場での実情を踏まえて論述しなさい。

### 【昭和 61 年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起きた場所は学校の内外を問わないもの」とする。

### 【平成 6 年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

### 【平成 18 年度からの定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

### 【平成 25 年度からの定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

出典：文部科学省. “いじめの定義の変遷”. 文部科学省ホームページ.  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afiedfile/2019/06/26/1400030\\_003.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2019/06/26/1400030_003.pdf), (2023/12/4 取得) を一部改変

受験番号

小論文 解答用紙

解答が書ききれない場合は裏面を利用すること。